

平成23年 8月 1日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹 村 景 子 殿

大阪大学総務企画部長

中 村 信 一



平成23年7月28日付け貴組合文書について

標記文書（7月29日16時過ぎに受領）には、誤解に基づくものと思われる記述が数多く見受けられます。

そこで、以下では、その誤解を解くとともに、大学としての考え方を改めて示させていただきます。

まず、貴組合が「団交には委員長と書記長の出席を原則としている」との主張は、大阪府労働委員会における貴組合の準備書面等により突然主張されたものであり、団体交渉の場で貴組合からこうした主張をお伺いしたことはありませんでした。

団体交渉に誰が出席するかは労使のそれぞれが自主的に判断すべきものと考えますが、本学には常勤・非常勤を合わせて約4,500人の教員が在職しており、複数の部局等に及ぶ授業時間帯や各教員が設定するオフィスアワーについて人事課職員が「知らないはずはない」というのはあまりにも一方的な指摘であるといわざるを得ません。たとえば特定曜日について全日にわたり都合がつかないというのであれば、日程調整時にその旨伝えていただければよいだけのことであり、大学側がそうした事情を知らずに候補となる日程をお示ししたとしても、このことをもって大学に対して「時間指定の傲慢さ」と糾弾されるのはきわめて心外であります。

また、団体交渉の日程調整にあたり、大学側は、学生サービスの低下を招かないように、最大限配慮し、貴組合にもご協力いただいていると承知しておりますが、このことをもって大学側が『授業や学生指導に優先されるべき会議がある』という料簡で大学教員をやれ』というスタンスであると指弾されるいわれはないと考えます。

ともあれ、大学としては、団体交渉については、今後とも粘り強く日程調整に努力する所存であることをお含みおき願います。

他方、これまで繰り返しご説明しているにもかかわらず、標記文書には「つまり、団体交渉は勤務時間外に限定しておこなう、という大阪大学の考え方を変えるつもりはないということである。」とあります。

繰り返しになりますが、大学は勤務時間内に団体交渉を実施すること自体に異を唱えているわけでは決してありません。ただ、これまでも縷々ご説明しているとおり、勤務時間内に団体交渉を実施するとした場合、「給与支払いの有無等」について事前に整理を行わずに時間内交渉を実施すると、給与支払いに関する新たな問題が生じることから、労使間でこの問題について前もって整理を行う機会を設けることが必要であるというのが大学の考え方であり、この点についても、大学はこれまで粘り強く調整を続けてまいりました。

このことは、6月29日、7月4日、7月11日、7月14日、7月20日、7月25日付けの小職名文書でも繰り返しご説明しておりますので、今一度よくご覧いただきたく存じます。

また、標記文書には、「その結果、双方が一致できた日程（7月14日9時）での団体交渉を、大阪大学は拒否した。」ともあります。しかしながら、この点についても繰り返しになりますが、6月29日付け小職名文書において、「勤務時間中に団体交渉を行う場合には、事前に給与支払いの有無等について労使間で合意に達する必要がある」と明記しており、7月1日付け今岡書記長名メールの後、7月4日付け小職名文書及び7月6日付け藤里係長名メールでも、繰り返しそのための話合いの場を持つことやそのための具体的な日程の提案を行っております。

なお、この点に関連して、7月6日付け今岡書記長名メールでは「団体交渉の日程調整以外に執行部の予定を調整し直すことに時間がかかりました」、「そちらから提案のあった日程では都合がつかなかった」との返信もあったことを、これまた繰り返しになりますが念のため申し添えます。

このように、標記文書には、貴組合の一方的解釈が繰り返し綴られているわけですが、一方で大学が7月13日付けで提示した「団体交渉のルール等について（メモ）」については何ら言及がなく、大学としては非常に残念に思っております。

その内容は、別紙のとおりですが、そもそもこのメモをご覧いただければ、大学が勤務時間内に団体交渉を実施すること自体に異を唱えているわけではないことも、十分ご理解いただけるものと考えます。

幸い、8月2日に団体交渉を実施することができるとのことですので、その際には、この交渉ルールの問題についても是非話し合いたいと考えております。

なお、当日は、標記メモをさらに具体化した大学の考える新たな交渉ルールを提案する用意もあることを付記させていただきます。

以上

団体交渉のルール等について（メモ）

1 大学からみた団体交渉に関する従前の経緯

旧大阪外国語大学と旧大阪大学は平成19年10月に統合を果たしたが、統合後における大阪大学箕面地区教職員組合との団体交渉は、組合側からの交渉申入れが少なかったこともあり、平成21年度の3回を除き、交渉回数も1年度に2回を超えたことはなかった。

このように団体交渉の回数が限られていたこと、及び大学としては統合を円滑に進めることを最優先させ、そのソフトランディングを図る観点から、少なくとも統合当初は、勤務時間終了後（18：30～）に団体交渉を実施した（合計2回）経緯がある。

また、平成20年度以降は、すべての団体交渉を吹田キャンパスにおいて昼休みの時間帯で実施しており、平成21年10月末に至るまで、団体交渉の時間帯や交渉場所をめぐって労使間に深刻な対立はなかったと、大学では承知している。

他方、平成22年2月12日の団体交渉（箕面キャンパスで実施）を最後に、組合側からは団体交渉の申入れがなされていない。

しかるに、平成22年7月6日付けで、不当労働行為救済申立てが大阪府労働委員会に対して行われ、むしろ突然の救済申立てに驚いたというのが、大学側の率直な印象である。

なお、この間においても、組合側から文書等による質問や申入れが大学にあった場合には、その都度迅速に回答を行い、誠実に対応しており、いずれにせよ大学側から団体交渉を拒否したという事実はない。

2 大学の考える今後の交渉ルール

（1）交渉時間帯等

大学としては、団体交渉は勤務時間外に行うことを原則としたい。

ただし、社会的にみて、以下の範囲内であれば、勤務時間内に給与の減額措置を講じないまま交渉を行っても、許容範囲に含まれる（主として運営費交付金＝税金で運営されている法人として、納税者の批判に耐え得る）ものとする。

- ① 年に1回程度（2回が上限）。1回の交渉時間は原則1時間（多少の延長は、これまでと同様、常識の範囲で認める）。

② 勤務を要しない時間として措置する者は、原則として組合三役に限る。

なお、上記①および②（①にいう交渉時間に関する部分を除く）は、給与の減額措置を講じない勤務時間内の交渉について、大学の考える交渉ルールを提案したものであって、交渉回数や出席者そのものをこのように限定する趣旨ではない。

（２）交渉場所

団体交渉は、箕面キャンパスと吹田キャンパスで交互に行うことを原則とし、２回に１回程度は箕面キャンパス（それ以外は吹田キャンパス）で団体交渉が実施できるよう、配慮したい。

以 上

平成２３年 ７月１３日
国立大学法人 大阪大学